

心配ごと相談所のお休みについて

2月の心配ごと相談所はお休みします。

なお、3月は予定どおり開催します。開催日等につきましては、次号でお知らせします。

ご迷惑をおかけします。

問合せ先 社会福祉協議会

TEL 855-2855

町民総合相談室

◇弁護士による法律相談

3月10日(月)

◇家庭問題情報センター相談員による家庭の悩みごと相談(離婚・その他)

3月12日(水)

◇ところ 役場相談室(住民課)

相談を希望する人は、2月28日(金)までに、住民課同和対策室へ予約してください。秘密は厳守します。

なお、申込み状況により、受付ができない場合があります。ご了承ください。

(住民課同和対策室TEL 820-5604)

都市計画決定案の縦覧実施

広島圏都市計画公園の決定に関する都市計画の案を作成したので、案の縦覧を行います。

縦覧する都市計画の案

広島圏都市計画公園深原地区公園

縦覧期間 2月13日(木)

～2月27日(木)

(※土・日・祝日は除く)

縦覧場所 都市整備課

意見の提出方法

2月27日(木)までに、住所・氏名・意見を記入して、町長宛に提出することができます。

問合せ先 都市整備課

(TEL 820-5608)

ご協力を

献血車がやってきます

次の日程で献血を行います。皆さんのあたたかいご協力をお願いします。

とき・ところ

2月14日(金)

・東公民館

午前9時半～午前11時

・町民会館

午後0時半～午後3時半

(生活環境課TEL 820-5606)

環境

ご存知ですか? 『自動車フロン券』

平成14年10月1日から『フロン回収破壊法』が施行され、カーエアコンを搭載した自動車を廃棄処分する際には『自動車フロン券』を購入し、フロン回収費用を負担することとなりました。

自動車を廃棄処分するときには『自動車フロン券』を各郵便局またはコンビニエンスストア(セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、サックス)の各店舗で1台分当たり2,580円で購入し、自動車と一緒に引取り業者に引渡してください。

問合せ先

自動車フロンコールセンター

TEL 03-55532-1461

(生活環境課)

暮らしのミニアドバイス

～契約はよく考えて慎重に～

車のキャンセルに

応じてもらえない!

ご相談

クレジット払いで100万円の中古車の購入契約をしました。信販会社からの確認電話には了承の返事をしましたが、支払えそうにないので、後日解約を申し入れたら、販売店から25%の解約料を請求されました。

アドバイス

車の申込みをキャンセルしたいという相談は数多くありますが、その場合、契約が成立しているかどうかということが、大きなポイントになり

ます。

契約の成立日は、現金(または自社クレジット)販売の場合は、

①自動車の登録日

②注文により販売会社が改造・

架装・修理に着手した日

③自動車の引渡し日

のいずれか早い日となります。

信販会社等のクレジットを利用する場合は、信販会社等の承諾時となります。

このご相談の場合は、すでにクレジット会社からの確認が済んでおり、契約は成立していますので、消費者の都合で一方的な解約はできず、販売店は損害賠償(解約料)を請求できることとなります。

ただし、消費者契約法により「損害の額を超える解約料等の不当な契約条項は無効」となりますので、解約料の額に納得がいかなければ、請求明細書の提出を求めて減額交渉するといいいでしょう。

自動車は、登録や保険、納税の手続も伴う高額な商品ですから、契約はよく考えて慎重にしましょう。

(生活環境課TEL 820-5606)

「ごみステーションの利用について

ごみステーションは、利用者の皆さんが管理されています。決められたごみステーション以外への持ち込みはできません。持ち込むと、管理されている方に迷惑がかかります。皆さんのご協力をお願いします。

(生活環境課)